

令和7年9月19日

庁 議 決 定

## 令和8年度予算編成方針について

### 社会経済情勢及び本市の財政状況

日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、米国の通商政策の影響や物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響などが、景気を下押しするリスクとなっており、引き続き今後の景気動向を注視する必要がある。

本市の令和6年度一般会計の決算では、実質収支は黒字であるものの、実質単年度収支は2年連続の赤字となったところである。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和5年度から0.5ポイント悪化し、過去最高の98.2%となったところであり、財政の硬直化がより一層、顕著化しており、政策的、臨時的な財政需要に対して、弾力的に対応することが困難な状況が続いている。

なお、景気後退による市税収入の減少や大規模災害対策など、不測の財政需要に備えるための重要な基金である財政調整基金の令和6年度末残高は、前年度に比べて、2億2,033万2千円減少し、20億9,341万6千円となったところである。一般的に標準財政規模の10%から20%までが適正とされている財政調整基金残高の割合は、10.7%となり、適正な水準を確保することはできたが、臨時的な経費や社会保障関係経費の増加に加え、賃上げや物価高による各種委託料等の増加の影響により財源不足が生じたため、令和7年度当初予算においても4億7,555万1千円の取り崩しを計上したところであり、令和7年度において、収支の改善が見込めない場合は、適正な水準を下回る可能性がある。

今後も、物価高による各種経費の増加や社会保障関連経費の増加が予想されるが、福祉や教育、防災・減災など、市民生活に不可欠な行政サービスを安定的に提供するとともに、少子化対策や物価高騰対策、更には、DX（デジタルトランスフォーメーション）やGX（グリーントランスフォーメーション）への取組など、様々な政策課題に柔軟に対応するためには、職員1人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、最小の経費で最大の効果を挙げることを意識し、効果的・効率的な政策の実行に努める必要がある。

令和8年度においても、国際経済の不確実性及び物価高による日本経済の下振れリスクが懸念されることから、歳入の根幹となる市税や国税を原資とした交付金などの増加を見

込むことは難しく、一般財源総額は、前年度と同程度と見込まざるを得ない状況であり、一方、歳出については、物価高による各種経費の増加や社会保障関連経費の増加に加え、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の老朽化対策経費の増加が見込まれ、これまで以上に厳しい財政状況になることが想定されることである。

## 予算編成の基本方針

令和8年度は、大田原市総合計画「おおたわら国造りプラン」後期計画の最終年度であり、基本構想で掲げた市の将来像『知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら』の実現に向けた取組の総仕上げを行う重要な年となることから、令和8年度の予算編成に当たっては、限られた財源を最大限に有効活用するため、「おおたわら国造りプラン」に掲げた重点施策等に優先的に予算措置を講じるとともに、選択と集中によるメリハリの効いた予算編成に取り組むこととする。

また、財政健全化と市民サービスとのバランスを考慮しながら市政を運営するとともに、中期財政計画に掲げた財政目標を達成し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、以下の基本的事項に基づき、編成することとする。

## 第1 基本的事項

- (1) 令和8年度の一般会計予算の歳入歳出を試算したところ、令和8年度においては、社会保障関連経費や物価高による各種経費の増加、公共施設の老朽化対策経費の増加などが見込まれることから、360億円程度を目標規模とする。
- (2) 年間の需要額を見込んだ通年予算とし、年度途中の補正は、制度改正に伴うもの及び災害関係経費等、真にやむを得ないもののみ行うものとする。
- (3) 全ての事業の実施に当たっては、職員1人ひとりが、最小の経費で最大の効果を挙げることを意識し、効果的・効率的な支出を徹底すること。また、デジタル技術や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、創意工夫を凝らし、コストの削減と行政サービスの向上に努めること。
- (4) 予算要求に当たっては、政策の成果や費用対効果を検証するとともに、行政評価の結果や合理的・客観的な根拠（証拠）に基づき、要求すること。なお、検証の結果、政策効果や費用対効果が低い事業については、廃止も視野に入れて、必要な見直しや事業の再構築を検討すること。
- (5) 新規事業は、原則、実施計画計上事業以外は、認めないこととするが、新規事業の計上に当たっては、施策のスクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の

廃止・縮小等により財源を確保すること。また、あらかじめ、目標、成果や効果、実施期間、事業の見直しの時期などを明確にすること。なお、新規事業を計上する場合は、「新規事業要求調書」を提出すること。

(6) 予算要求額の基準は、下記のとおりとする。

① 実施計画計上事業については、実施計画の査定額以内で要求すること。なお、再積算の結果、査定額を超えて要求せざるを得ない場合は、課内又は部内で調整し、超過する一般財源相当額を他の事業費から減額すること。

② 実施計画計上外の事業の要求額の算出に際しては、別表1の「要求基準表」に基づきゼロベースから積算し、原則として令和7年度予算額以下で要求すること。なお、真に必要な経費以外は認めないものとする。

(7) 市単独補助金については、大田原市補助金制度に関する基本指針（令和2年10月1日策定。以下「補助金基本指針」という。）に基づき、行政関与の必要性、市民ニーズ、費用対効果等を検証するとともに、その団体の自主財源の強化及び業務運営の効率化を促し、補助金の継続、廃止、縮小等の検討を積極的に行い、原則として令和7年度予算額以下で要求すること。特に、繰越金が累積している団体については、事業計画等を確認し、予算要求額を精査すること。

(8) 物価高への対応については、物価の動向や、国等の対策を注視し、市民生活や市内事業者等の状況把握に努め、真に必要な支援策を検討すること。

(9) 経常経費に関わる物価高の影響額については、実績や動向を勘案し、適切に見積り要求すること。

## 第2 歳入に関する事項

(1) 市 税

市税については、経済情勢や税制改正等を十分勘案し、的確な判断により確実な年間収入見込額を計上すること。

(2) 地方交付税等

地方交付税については、地方財政計画等に留意しつつ、基準財政需要額及び基準財政収入額等積算に用いる基礎数値等を的確に見込むこと。地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金等についても経済情勢や関係法令等の改正等を勘案し見込むこと。

(3) 分担金及び負担金

事務事業の性格、実施規模及び受益の限度等を十分検討し、確実な見込額を計上

すること。なお、各種未収金については収納率の向上に努めること。

#### (4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ妥当な水準に留意し見積もること。令和8年度において料金見直し予定のものについては、見直し後の額で見込むこと。

#### (5) 国庫支出金及び県支出金

国や県の補助金等の総点検を行い、既存の市単独事業の見直しなどの観点から活用可能な補助金等があれば、積極的に確保すること。

国県の施策の動向を的確に把握するとともに、国県等の補助制度を調査し、過大な見積もりや超過負担を招くことがないよう的確な見積額を計上すること。

市負担に大きく影響するような補助事業については安易に導入しないこととし、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業についても廃止又は縮小すること。

#### (6) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、効率的な活用に努め的確に見込むこと。また、財源の確保を図る観点から、未利用地等の売払い等を積極的に行うこと。

#### (7) 繰入金

財政調整基金からの繰入れについては、極力繰入れを見合わせること。

特定目的基金からの繰入れについては、計画的かつ有効な活用を検討すること。

#### (8) 諸収入

前年度実績を参考にして見込額を計上すること。

#### (9) 市 債

後年度の財政負担を考慮し、地方交付税措置のある地方債（過疎対策事業債等）を優先して発行することとするが、発行額については元金償還額以下とすることを基調とし、財政負担の平準化を図ること。

#### (10) その他の収入

制度改正の動向、過去の推移等に留意し、的確に見込むこと。また、税外収入（ふるさと納税寄附金や広告収入等）の確保により、積極的に財源の創出に努めること。

### 第3 歳出に関する事項

#### 1 義務的経費

##### (1) 職員費

- ① 定員管理の合理化、適正化により、総人件費の抑制に努め、総務課において一括で見積もること。
- ② 補助事業等の事務費として職員費が認められるものについては、総務課と協議し、事業担当課において見積もること。
- ③ 定期昇給額について見積もること。
- ④ 時間外勤務手当については、長時間労働の改善を図ることを前提に、総務課において適切に見積もること。

## (2) 報酬等

議員及び委員等の報酬は、現行制度により年間所要額を見積もること。

会計年度任用職員の任用に当たっては、現行の業務内容及び業務量、令和8年度の事業計画等を勘案したうえで必要性を十分に精査し、任用を漫然と繰り返すことなく、真に必要な職のみとし、人員及び経費については、必要最小限の要求を行うこと。特に、事務補助職員の任用に当たっては、業務の改善及び効率化を行った上で、それでもなお、事務の補助が必要な場合に限ること。

## (3) 扶助費

国県等の制度改正を的確に把握するとともに、過去の決算等の分析と検証を踏まえて、適切な規模の年間所要額を見積もること。

なお、各種の市単独制度については、社会経済情勢の変化、国県制度との整合性、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、十分検討した上で見積もること。

## (4) 公債費

令和7年度発行見込額を含め、年間所要見込額を見積もること。

## 2 投資的経費

投資的経費については、その必要性、優先順位、費用対効果、現状、整備手法及び将来の財政負担を十分に検証した上で要求すること。

補助事業の要求に当たっては、補助基本額以内を基本とし超過負担の解消に努めること。要求に際しては、実施計画に計上された事業費以内で要求することとし、実施計画計上外事業については認めないものとする。

単独事業については、令和8年度において真に実施しなければならない事業のみを要求すること。

## 3 負担金

県及び那須地区の負担金審議会の審議結果に基づき決定することとするが、審議会に諮問されない団体等に対する負担金等については、原則として増額を認めない

ものとする。また、行政効果が希薄と思われるもの等については廃止を含めた見直しに努めること。

#### 4 市単独補助金

基本的事項で示したとおり、補助金基本指針に基づき、十分検討を加え、徹底した整理合理化に努めること。なお、全ての補助金について、補助金基本指針の「補助金現況調書」を提出すること。

#### 5 貸付金

その時々金融情勢等を勘案して、目的、効果、貸付条件、協調倍率など制度融資全般にわたり根底から精査するとともに、資金需要の実態、市中金融の動向等を勘案し、実情に即した内容にするよう預託のあり方等についても検討の上で所要額を見積もること。

#### 6 需用費

需用費については、真に必要な経費以外は認めないものとする。

物価高により単価の上昇が見込まれるため、コスト意識を持ち、節約、節電及びペーパーレスなどを徹底すること。

なお、食糧費については、飲物類を除いて原則として認めないものとし、特に必要な場合は、「食糧費予算要求説明書」を提出すること。

#### 7 旅 費

出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して計上すること。特に、形式的・定期的に県外で行われる各種大会・総会等への参加旅費は、原則、認めないこととし、参加する必要がある場合であっても、参加人数は必要最小限とすること。

また、先進地等への視察については、事前に、在庁での情報収集（電話照会、文書照会等）や調査・研究を行った上で、なお視察をしなければ事業導入の検討ができないものに限ること。

### 第4 継続費

継続費の見積りに当たっては、総事業費及び年割額を的確に把握すること。

### 第5 債務負担行為

債務負担行為は、地方債と同様に後年度負担を義務付けるものであり、将来の財政硬直化をもたらす要因ともなるため、設定に当たっては十分留意して見積もること。

と。

長期継続契約を締結できる契約については、長期継続契約を活用し節減の合理化に努めた上で見積もること。なお、年間支出額が1千万円を超える契約については、従来どおり債務負担行為が必要となるので留意すること。

## 第6 特別会計

特別会計については、その設置の趣旨を踏まえつつ、前記した事項に準じて収支の均衡を図り、関係事務事業の見直し・検討を行った上で見積もること。

## 第7 公営企業会計

公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮し、なお一層の経営合理化を推進し、独立採算性の確保に努めるものとする。また、一般会計からの繰入れ等が必要な場合であっても、その額を圧縮するよう努めること。

## 第8 予算見積書の提出期限等

- 1 提出期限 令和7年10月31日（金）
  - 2 提出先 財政課財政係
  - 3 提出書類及び部数
    - (1) 歳入予算見積書 1部
    - (2) 歳出予算要求書 3部
    - (3) 新規事業要求調書 3部 ※新規事業を計上する場合は、提出すること。
    - (4) 継続費見積書 1部
    - (5) 債務負担行為見積書 1部
    - (6) 補助金現況調書 1部 ※市単独補助金について提出すること。
    - (7) 庁用自動車更新要求書 1部 ※新規購入は認めない。車両更新の場合は、原則、EV、FCV、PHEV等、脱炭素に配慮した車両とすること。
    - (8) 食糧費予算要求説明書 1部
    - (9) その他予算見積資料 1部 ※原則データ提出とすること。
    - (10) 予算編成チェック表 1部
- ※見積書、施工箇所図、積算資料等についても、提出を求めるが、必要最小限のものとし、個人情報の記載された資料については提出しないこと。
- 4 予算事情聴取等の日程については、追って通知することとする。

## 第9 その他の事項

令和8年度当初予算見積データ入力は、各課委員会等事務局で行い、予算事情聴取結果による変更データの入力事務については、財政課で行うこととする。

なお、予算見積データの入力事務等は10月1日（水）から10月31日（金）までとする。

## 令和8年度予算編成スケジュール

|                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 9月19日（金）                    | 定例庁議（予算編成方針決定）              |
| 9月22日（月）                    | 予算編成方針通知                    |
| 9月26日（金）                    | 予算単価表等の掲示<br>※予算編成説明会は実施しない |
| 10月 1日（水）<br>～<br>10月31日（金） | 予算見積書データ入力                  |
| 10月31日（金）                   | 歳入歳出予算見積書等提出期限              |
| 11月上旬～12月下旬                 | 部長査定（各課委員会等事情聴取）            |
| 1月上旬                        | 副市長査定                       |
| 1月中旬                        | 市長査定（当初予算（案）決定）             |
| 2月上旬                        | 予算内示<br>議会全員協議会報告、記者会見      |
| 2月下旬                        | 市議会定例会提案                    |

別表1 要求基準表

| 経費の区分                                      | 要求基準  |
|--|---|
| 1 職員費、公債費、還付金等<br>義務的経費                    | 所要見込額とするが、過大な見積りとならないよう留意すること。  |
| 2 扶助費                                      | 補助、単独を問わず、対象人数、単価等を的確に把握し、年間所要額を適正に見積ること。   |
| 3 普通建設事業費（単独）                              | 実施計画内示額以下とする。   |
| 4 普通建設事業費（補助）                              | 実施計画外事業については、真にやむを得ない事業とし、過大な見積りとならないよう留意すること。  |
| 5 県営事業負担金                                  | 所要見込額とする。   |
| 6 災害復旧費                                    | 所要見込額とするが、過大な見積りとならないよう留意すること。  |
| 7 施設維持修繕費                                  | 公共施設個別施設計画計上事業、実施計画計上事業及び緊急性の高い事業のみとするが、実施計画計上事業であっても再度、必要性及び緊急性を十分に確認し要求すること。  |
| 8 市単独補助金<br>（各種団体・個人）                      | 補助金基本指針に基づき、公益性、必要性、妥当性、費用対効果、対象団体の収支状況（繰越金の過多）を精査し、原則として令和7年度予算額以下とすること。   |
| 9 政策的事業経費                                  | <p>実施計画計上事業を優先するが、継続事業にあっては、原則として令和7年度当初予算額以下とすること。</p> <p>新規事業は、原則、実施計画計上事業以外は認めないが、計上する場合は、既存事業の廃止・縮小等により財源を確保すること。</p> |
| 10 経常経費（需用費、旅費、<br>役務費、使用料・賃借料、<br>備品購入費等） | <p>真に必要な経費以外は認めないものとする。</p> <p>※物価高に伴う影響額の積算は適切に見積もること。</p>   |